

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
④ 昭和 58 年 7 月から平成 6 年 3 月まで

申立期間①について、国民年金に加入してから、半年分、国民年金保険料を納めずに、昭和 51 年 4 月に付加年金の加入手続をするとは考えられない。

申立期間②について、当時、A 市に住民登録を置いていたが、同市と B 市とを行き来していた。国民年金保険料は、付加保険料も併せて、口座振替又は納付書により納めていた。

申立期間③について、昭和 57 年 3 月まで付加保険料を納付しており、当時、付加年金の変更手続をした記憶も無い。定額保険料のみ納付済みとされているのはおかしい。

申立期間④について、平成 6 年 4 月に、国民年金基金に加入するため、付加年金を止める手続をしたので、それまでは付加保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 4 月に払い出されていることから、申立人は、同年 4 月ごろ国民年金加入手続を行ったものと考えられ、その時点で、申立期間の国民年金保険料は遡及して納付しなければならないが、申立人は、国民年金の加入手続についての具体的な記憶は無く、加入手続時の保険料納付の状況が不明である上、申立期間①について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、当時の国民年金保険料の納付方法を申立人及び申立人の妻に聴取しても、納付書により納付していたとも、口座振替により納付していたともするなど、当時の保険料納付についての記憶は曖昧である上、当時、申立人はA市に住民登録を有していたとみられることから、同市の納付書によりB市役所又はB市内の金融機関で保険料を納付することはできないほか、申立人及び申立人の妻共に、申立人の保険料の口座振替を開始した時期についての具体的な記憶も無い。

さらに、申立期間④について、申立人は、昭和58年6月に付加年金を辞退した記憶は無いとしているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びB市の国民年金被保険者名簿をみると、特殊台帳には「付非適 58.6」と、市の被保険者名簿には「附加年金 58年6月まで」と、いずれにも付加年金への加入が同年6月までである旨記録されている上、申立期間④は約10年と長期に及んでおり、行政側にこれほど長期にわたる過誤が生ずるとは考え難い。

加えて、申立期間①について定額保険料を、申立期間②について定額保険料及び付加保険料を、申立期間④について付加保険料を、それぞれ納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、12か月と短期間であり、その前後の期間は付加保険料を含む保険料が納付されている上、申立期間③について付加年金を辞退した形跡も見当たらないほか、当時、B市では定額保険料と付加保険料とは一つの納付書で合計額を納付する仕組みであったことを踏まえると、申立期間③について、あえて付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1313

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和25年9月12日、資格喪失日は26年3月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和25年9月は2,500円、同年10月から26年2月までは3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月12日から28年12月ごろまで

私はA社に昭和25年に入社し、2年から3年間勤務していた。しかし、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に関する具体的な供述から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和25年9月12日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、上記の被保険者名簿及び台帳のいずれの記録においても、申立人のA社における資格喪失日欄は空欄となっており、社会保険事務所（当時）における申立人に係る厚生年金保険記録の管理は十分に行われていなかったことがうかがえる。

また、申立人は昭和25年に入社し、2年から3年間勤務していたと主張しているが、A社は申立人の資料が無く不明と回答しており、申立人の同社における資格喪失日は、関係資料等から特定することはできないが、当該名簿及び台帳のいずれの記録においても、申立人の標準報酬月額の改定記録が昭和25年10月まで記録されている上、26年4月に資格喪失している被保険者

が記載されている書き換え後の被保険者名簿においては申立人の氏名は記載されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和25年9月12日、資格喪失日は26年3月31日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和25年9月は2,500円、同年10月から26年2月までは3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和26年3月31日から28年12月ごろまでについて、申立人がA社において勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和26年3月31日から28年12月ごろまでに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月28日から同年12月7日まで
昭和17年5月にA社に入社したが、60歳定年になるまで継続して勤務しており、厚生年金保険の空白期間は無いはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している行員台帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和39年11月28日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1315

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

申立期間について、実際に支給された給与額は 38 万円だったのに、国の記録では標準報酬月額が 11 万 8,000 円と大きく減額されている。所持している給与明細書によると、38 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 38 万円と記録されていたところ、申立人が、A社の被保険者資格を喪失した平成 16 年 4 月 1 日の後の 17 年 3 月 10 日付けで、15 年 8 月から 16 年 3 月までの標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して 11 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、A社における同僚 42 人についても、申立人と同様、平成 17 年 3 月 10 日付けで遡^{そきゅう}及して標準報酬月額が訂正されており、そのうち 28 人については、退職後に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提供された給与明細書によると、申立期間の給与額及び厚生年金保険料額は、訂正前の標準報酬月額に見合った金額となっていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本による調査で判明した、A社の元代表取締役役に照会したところ、「申立期間当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の指導で書類を提出した記憶があるが、それが何の書類だったかは覚えていない。」と回答している。

さらに、滞納処分票により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった当初より、社会保険料を滞納し、同社の事業主が再三社会保険事務所を訪れ、納入方法や納入時期について相談していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

三重国民年金 事案 940（事案 94 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から52年3月まで
申立期間について、年金記録の訂正が認められないとの通知を受けたが、今回、自ら調査したところ、当時、国民年金保険料の集金人が保険料を横領し、解雇されていたことが改めて分かった。再度、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年12月の時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、申立期間の初期について申立人は別の市に居住しており、A町（現在は、B町）に転居した時点で当該期間は過年度保険料となり、集金人による納付ができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当初の決定後、申立期間当時国民年金保険料の集金を行っていた者が保険料を横領し、解雇されていたことを、改めて町役場の職員であった者などから聞いたため、再調査してほしいと主張しているが、申立人に聴取しても、その話を聞いた職員の氏名等は分からないとするなど、具体的な供述を得ることはできなかった上、B町においても、町職員であった者のうち申立人の供述と一致する可能性のある者全員に確認したが、申立内容のような事実は確認できなかったとしていることから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 941

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から12年3月まで
② 平成12年8月から同年11月まで

平成10年3月に退職後、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、納付していた。加入手続や正確な納付期間などは覚えていないが、自分で納めていたと思う期間と実際の納付記録がずれているようにも思うので、もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付時期等についての具体的な記憶も無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、明確ではないとしながらも、自身が国民年金保険料を納付していた時期と納付済みとなっている期間とが異なっているため、納付記録に誤りがあるのではないかともしているが、申立期間前後の平成12年4月から同年7月までの期間、同年12月及び13年1月について、オンライン記録によると、12年4月の保険料が同年6月に、同年6月の保険料が同年10月に、同年12月の保険料が13年2月にそれぞれ納付されているなど、申立人が保険料を納付期限経過後に納付していることが確認でき、納付記録に不自然な点は見当たらない上、申立人が、当時、必ずしも保険料を定期的に納付していなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

A社において、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いのに支給済みとなっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和46年4月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、脱退手当金の支給に係る事業所を退職後、昭和47年3月まで国民年金保険料を未納であり、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
中学校卒業後の昭和 38 年 4 月に、A社へ就職し、1年半ほど勤めた後、B社に半年ほど勤めたが、A社での厚生年金保険被保険者資格の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、B社において、昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 4 日に資格を喪失していること、及びC社において、同年 10 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40 年 3 月 29 日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A社は、昭和 39 年 6 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることができなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 38 年 3 月 26 日資格取得）から*番（最終番号、昭和 39 年 4 月 21 日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

申立期間①について、年金記録では、A社（現在は、B社）での厚生年金保険の加入期間が昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までとなっており、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった記憶は無い。

また、申立期間②について、当該事業所には、戦後の残務整理のため昭和 20 年 12 月 31 日まで勤務しており、資格喪失日も間違っている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間①の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、A社の被保険者名簿において、昭和20年10月1日に資格喪失している同僚に照会したところ、「申立人のことは記憶しているが、いつ退職したかは覚えていない。」と供述しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、事業所番号払出簿によれば、A社が、昭和20年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、再度適用事業所となった年月日は22年5月1日であり、申立期間②のうち、20年10月1日からは厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格喪失日は昭和20年9月1日と記録されており、これは当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している上、申立期間②当時、36人の同僚が、申立人と同日である20年9月1日に資格喪失し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日までに全員が資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 20 日から 48 年 2 月 1 日まで
② 昭和 48 年 2 月 12 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで

昭和 47 年 1 月 20 日から 48 年 1 月末日まで A 社（現在は、B 社）、また、同年 2 月 12 日から 49 年 2 月末日まで C 社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している A 社の本店所在地、電話番号、事業内容及び取引先等に関する供述から、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は B 社として昭和 48 年 12 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主及び申立人が記憶している同僚について、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、昭和 48 年 12 月 7 日に被保険者資格を取得している。

さらに、B 社は平成 13 年 12 月 27 日に適用事業所に該当しなくなっているため、商業登記簿謄本により判明した代表取締役等に照会したところ、「A 社から B 社に商号変更をした後に厚生年金保険の適用事業所にした。当社は 8 年くらい前に閉鎖し、申立期間当時の事務関係者は既に他界しており、当時の資料も残っていないため不明である。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認

できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②及び③について、申立人から提出されたC社の採用通知書によると、昭和48年2月12日から勤務していることは推認できる。

しかし、C社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認並びに標準報酬月額決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、事業主は申立人の資格取得日を昭和48年4月1日、資格喪失日を49年2月27日として届け出たことが確認できる。

また、C社に勤務していた同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のC社における雇用保険の記録は、昭和48年4月1日資格取得、49年2月26日離職となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 9 月 1 日まで
当時の給与明細書は無いが、会社の経営は順調で給料が下がった記憶は無い。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、昭和 57 年 10 月から 58 年 4 月までは 30 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 36 万円となっているところ、申立人は、申立期間前後の標準報酬月額 41 万円から見ると、申立期間のみ標準報酬月額が低額となっていると主張している。

しかし、申立期間においてA社の取締役である申立人のほか、申立期間の取締役 6 人においても、申立人と同様に標準報酬月額が低額となっている。

また、A社は平成 19 年 2 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、元代表取締役に申立人の申立期間における標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 5 月ごろから同年 10 月ごろまで
② 昭和 23 年 6 月ごろから同年 11 月 1 日まで

ねんきん定期便を見ると、昭和 23 年 11 月 1 日以前の記録が無かったので申し立てた。申立期間①はA丸に、申立期間②はB丸に乗船していたため、申立期間について、船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A丸に乗船していた同僚の供述により、申立人が同船に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、A丸は、昭和 23 年 10 月 1 日に船員保険の適用事業所となり、申立期間①当時は船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記同僚に照会したところ、「私は、A丸に水夫として乗船していた。申立人も同じころに同船に乗船していたが、そのころは船員保険には加入していなかった。」と回答している上、当該同僚は申立期間①において船員保険被保険者としての記録は無い。

さらに、A丸の船舶所有者は、昭和 48 年に他界しているため、船舶所有者の長男に照会したところ、「A丸は父親の持ち船だったが、船員保険のことについては当時の資料も無く、分からない。」との回答があり、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

申立期間②のうち、昭和 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、申立人から提出された船員手帳により、申立人がB丸に乗船していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 23 年 11 月 1 日に船員保険の適用事業所となり、

申立期間②当時は船員保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚の船員保険の被保険者記録を確認したところ、申立人と同様、昭和23年11月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間②においては被保険者記録が無い。

さらに、申立人の申立期間②に係る船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について、B丸に照会したところ、不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 24 日から同年 6 月 1 日まで

A社に昭和 60 年 5 月 31 日まで勤務していたはずであるが、申立期間の厚生年金保険被保険者資格記録が無いため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 60 年 5 月 31 日まで勤務していたとしている。

しかし、申立人が氏名を挙げた複数の同僚のうち二人は、申立期間において申立人が勤務していたことを記憶していないと供述している上、申立人がA社を退職した時に業務を引き継いだとしている同僚の同社での資格取得日は、オンライン記録によると申立人の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社は、平成 18 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本による調査で判明した当時の代表取締役役に照会したところ、「当時の資料が残っていないので、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除については不明である。」との回答があり、厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和 54 年 7 月 24 日資格取得、60 年 5 月 23 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い上、オンライン記録の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1323

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月1日から29年3月1日まで
② 昭和34年2月12日から同年10月1日まで

私は昭和27年8月にA社に入社し、運搬の仕事をしていた。また、34年2月12日にB社からC社に転職した。入社して7カ月後にトラックでD県からE県に荷物を運ぶ途中で、災害に遭遇し、1か月もかかった記憶がある。しかし、いずれも厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間①当時に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①当時、当該事業所に勤務していた同僚の一人は「最初は臨時工として採用されたが、臨時工の期間の年金の記録は無かった。」と供述していることから、当該事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、「退職者名簿に当たる社籍簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、社籍簿に臨時工と記載されている者は入社当時、臨時工だったが途中で正社員になったと思われる。健康保険組合は昭和29年4月1日に設立しているが、過去10年くらい前までの記録しか残っておらず、勤務期間及び厚生年金保険の被保険者期間に関する資料は無い。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、C社における同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該期間当時に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述を得ることはできなかった。

また、C社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書及び喪失届確認通知書によると、昭和34年10月1日資格取得、35年9月5日資格喪失となっており、これは申立人の厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。